

# 島根あさひ社会復帰促進センターの概要

## ■収容対象について

- ・犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2,000名。
  - ・受刑者のうち、次に掲げる者についても受け入れる。
    - ①人工透析を受ける必要のある者【最大30名程度】
    - ②身体障害を有する者で、養護的処遇を要する者（高齢者を含む）【最大100名程度】
    - ③精神・知的障害を有する者で、社会適応のための訓練を要する者【最大90名程度】
    - ④集団生活に順応できず閉鎖的な処遇が必要な者【最大30名程度】
- ※上記①から④の各区分ごとに、それぞれの特性に応じた処遇を行うユニット（特化ユニット）を設ける。

## ■受刑者の処遇について

- ・受刑者の処遇については、その自主性、自立性をかん養するため、共用スペースなどでの自主性を尊重した生活を認める処遇形態を原則とする。
- ・受刑者の教育については、それぞれの問題性に特化した矯正処遇プログラムを施すことにより、その改善を図り、再犯防止を促す。
- ・さらに、刑務作業あるいは職業訓練の一環として、地域の農林水産業の支援等を実施することにより、受刑者に必要な技術を習得させるとともに、四季を感じ自然に親しむ心をかん養する。
- ・加えて、受刑者の出所後の就労を支援するための取組みを実施することにより、円滑な社会復帰を促す。
- ・なお、人工透析を受ける必要がある者等、日常生活や作業などにおいて特別な配慮を要する受刑者についても一部受け入れ、これらの者に対して効果的な処遇や治療を行う。

## ■整備・運営事業について

- ・PFI方式により事業者が刑務所・国家公務員宿舎・附帯する工作物の設計・建設・維持管理及び一部の運営を行う。
- ・事業期間（20年）終了後、国へ無償で譲渡する。

## ■医療体制について

- ・医療については、構造改革特区制度を活用し、国が施設内に設置する診療所の管理を島根県が受託するとともに、受刑者の診療に支障のない範囲内で、島根県が施設内の診療設備を利用して、地域住民に対し診療を行うことを可能とする。
- ・診療所及び診療機器等の整備は、国（PFI事業者）が行う。

## ■スケジュール（予定）

17年	6月	PFI事業実施方針公表
18年	4月	入札公告
	8月	入札書及び第2次審査資料の提出
	10月	開札及び落札者の決定
	11月	事業契約の締結
20年	10月	収容開始（段階的に）